

山ノ内町立義務教育学校整備基本・実施設計業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

山ノ内町教育委員会では、「山ノ内町立学校適正規模及び適正配置に係る基本方針（改定版）」に基づき、町内3小学校と中学校を統合した義務教育学校を現中学校敷地内に整備し、令和12年4月の開校を目指している。

本業務は、「山ノ内町立統合学校整備基本方針」で示す基本的な考えや既存中学校施設の活用等を具現化するため、基本設計及び実施設計に関する提案を広く募るものである。高度な企画力や技術力、豊富な経験を有する事業者からの提案内容や実施能力を総合的に評価し、本設計業務に最適な事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 山ノ内町立義務教育学校整備基本・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 山ノ内町立義務教育学校整備に係る基本設計及び実施設計業務
(詳細は特記仕様書による)
- (3) 業務場所 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3400番地1 外
(山ノ内町立山ノ内中学校敷地内)
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和10年3月15日
- (5) 提案上限額 152,000,000円（消費税及び地方消費税含む）
各年度の上限額は以下のとおりとする。
令和8年度 42,000,000円（消費税及び地方消費税含む）
令和9年度 110,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 事務局(提出先)

山ノ内町教育委員会事務局 こども未来課 学校統合準備係
〒389-0498 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352番地1
電 話 0269-33-1102（直通）
F A X 0269-33-1104
電子メール gakko@town.yamanouchi.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす単体企業（単独の法人）であること。なお、共同企業体（JV）による参加は認めない。

- (1) 令和8年度山ノ内町入札参加資格者名簿の建築コンサルタントに登録された者で、本社が長野市以北にあること。
- (2) 公告日から契約締結までの間において、指名停止の措置を国及び地方公共団体から受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 山ノ内町暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に掲げる暴力団員でないこと。
- (6) 建築士法（昭和25年法律202号）第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- (7) 平成23年(2011年)4月1日以降、同種（義務教育学校、小中一貫校、同一敷地内の小中学校）の校舎の新築・増改築または改修で延床面積3,000㎡以上、もしくは類似（小学校、中学校、高等学校）の校舎の新築・増改築または改修で延床面積3,000㎡以上の建築設計業務を元請けとして完了した実績を有するものであること。

5 業務上の条件(配置技術者)

- (1) 管理技術者及び主任技術者（建築（意匠））は、提出者の組織に所属する一級建築士であること。
- (2) 管理技術者及び主任技術者（建築（意匠））は、平成23年4月以降に同種または類似業務に携わった実績があること。
- (3) 管理技術者及び各主任技術者はそれぞれ1名であること。
- (4) 管理技術者が各主任技術者を兼任していないこと。また各主任技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。

※1 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

※2 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。

※3 「各分担業務分野」の分類は、「建築（意匠）」、「建築（構造）」、「電気設備」、「機械設備」とする。

6 日 程（予定）

内 容	日 時
公告（公募開始）	令和8年3月24日（火）
質問の受付期間	令和8年3月24日（火）～4月6日（月）
現地説明	令和8年3月31日（火） 10：00～
質問の回答	令和8年4月8日（水）
参加表明書の受付期間	令和8年3月24日（火）～4月14日（火）
参加資格審査結果通知	令和8年4月16日（木）
提案書等の受付期間	令和8年4月20日（月）～5月1日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年5月12日（火）
結果通知及び結果公表	令和8年5月13日（水）

7 質問及び回答

- (1) 受付期間 令和8年3月24日（火）～令和8年4月6日（月）
- (2) 提出先 「3 事務局」のとおり。
- (3) 提出方法 質問書（様式第6号）により、電子メールにて提出することとし、送信後に受信確認の電話連絡をすること。
但し、質問の内容は、参加申込書及び提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施体制に係る諸条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問や提案内容に係る質問は原則受け付けない。
- (4) 回答方法 令和8年4月8日（水）当町ホームページにて掲載する。

8 現地説明

- (1) 実施日時 令和8年3月31日（火）AM10：00～12：00
- (2) 申込方法 任意様式で、事務所名、担当部署、参加者氏名、責任者氏名、電話番号を記載した書類を、令和8年3月30日（月）12：00までに電子メールにより山ノ内町教育委員会こども未来課学校統合準備係へ提出すること。
- (3) 留意事項 集合は山ノ内中学校正面玄関前とし、参加者は2名までとする。

9 参加表明書の提出

- (1) 提出期間及び提出方法
 - ア 提出期間 令和8年3月24日（火）～令和8年4月14日（火）
 - イ 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、平日9：00～17：00とし、郵送の場合は提出期限までに必着とする。）
 - ウ 提出先 山ノ内町教育委員会事務局 こども未来課 学校統合準備係

(2) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 業務実績調書（様式第3号）
- エ 管理技術者調書（様式第4号）
- オ 主任技術者調書（様式第5号）

10 参加資格審査及び審査結果

(1) 参加表明業者が5者以上の場合、以下の観点で審査を行い4者程度選考する。

- ア 業務実績
- イ 配置予定技術者の実務経験・実績

(2) 令和8年4月16日（木）に、参加表明業者へ参加資格審査結果を電子メールにて通知する。なお、選考結果についての異議申し立ては認めない。

11 プロポーザル提案書の提出

参加資格の決定通知を受けた者は、次の要項に従い提案書を提出すること。

- (1) 提出期間 令和8年4月20日（月）～令和8年5月1日（金）
- (2) 提出先 山ノ内町教育委員会事務局 こども未来課 学校統合準備係
- (3) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、平日9：00～17：00とし、郵送の場合は提出期限までに必着とする。）
- (4) 提出書類 提案書提出書（様式第7号）
技術提案書（任意様式 ※13 提案書に係る留意事項(2)）
- (5) 提出部数 10部（※審査員人数により変動）

12 提案書記載事項

(1) 業務の実施方針

業務の取組方針、実施体制、設計チームの特徴、業務スケジュール、工事計画の考え方、業務受託予定金額、その他特に重視する設計上の配慮事項（提案テーマに係る内容を除く）について記載すること。

※単体企業として、基本設計から実施設計までを一貫して遂行できる安定した人員体制について明記すること。

(2) 提案テーマ

テーマ①：義務教育学校のメリットを最大限発揮できる施設の提案

- ・既存中学校校舎をいかし、新規に建設する校舎と一体感のある施設
- ・異学年交流が生まれやすい空間

- ・こどもが自らの興味関心をワクワクしながら楽しく学べる環境

テーマ②：地域社会に開かれ、こどもと大人がともに学び育ち合う施設の提案

- ・多様な人々をつながり、地域の学びや交流を育む施設
- ・誰もが気軽に集える居場所や空間がある施設
- ・学校施設の地域開放の考え方や配置、ゾーニングについて

テーマ③：安心・安全でこどもたちをとりまく環境の変化に対応できる施設の提案

- ・多様なこどもたちが心身ともに安心してすごせる多様なタイプの居場所や学び方ができる施設
- ・児童生徒数や社会環境の変動、多様な学習活動等に柔軟な対応ができる施設
- ・災害時の避難所としての活用など、防災機能の充実した施設

テーマ④：環境や地域特性等に配慮した施設の提案

- ・環境に配慮され、建設コスト及び維持管理コストがかからない施設
- ・町の自然・景観に調和した色、形状とし、木のぬくもりのある内装とする
- ・雪対策（落雪、雪庇、堆雪場等）を考慮した施設。

13 提案書に係る留意事項

- (1) 提案書の作成にあたっては、本プロポーザル実施要領、特記仕様書を十分に理解した上で作成すること。
- (2) 提案者が提出する書類は、A3版用紙を片面横書き使用とし、12 提案書記載事項の各項目を合計4枚以内にまとめること。
なお、提案は参加者1者につき1提案とする。
- (3) 提案書に社名等の表記は構わないものとする。

14 プレゼンテーション及びヒアリング

提案書を提出した全ての提案者を対象にプレゼンテーション（20分以内）、ヒアリング（15分程度）を実施し、審査委員会が別に定める審査基準に基づき評価し、最優秀提案者を決定する。

- (1) 実施日 令和8年5月12日（火）

ア 開始時間・開催場所については、提案者に直接連絡する。また、出席者は1提案者あたりパソコン等操作者含め4名までとする。

管理技術者及び建築（意匠）主任技術者の出席は必須とする。

イ 使用機器について、パソコン等の使用機材・備品は提案者にて用意するものとする。ただし、電源ケーブル・大型モニター、HDMIケーブルについては山ノ内町が準備する。

(2) 審査の観点

提案書及びヒアリングの内容について、次に掲げる項目を総合的に評価する。

ア 一次審査：同種・類似施設の業務実績及び配置予定者の実務経験・実績。

イ 二次審査：提案内容、取組意欲、業務の理解度、創造性、実現性等を評価。

(3) 審査結果

審査については、審査委員会において最優秀提案者を第1優先交渉権者とする。また、次点提案者を優秀提案者に決定する。

審査結果は、令和8年5月13日（水）にすべての提案者に対して、電子メール及び文書により通知するものとし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(4) 留意事項

提案書内容以外の提案、図面の追加、模型等の資料は認めない。

プレゼンテーション及びヒアリングは教育委員、学校づくり準備委員会委員等に限定して公開する。（傍聴者の写真・動画撮影、録音は禁止とし、資料の配布は行わない。）

15 費用等

本プロポーザルに係る提案書作成、プレゼンテーション及びヒアリングの出席等に係る費用については提案者の負担とする。

16 失格事項

提案者が次の条項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) この要領の定める手続き以外の方法により、審査委員会又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合。
- (2) 提案書の提出方法、提出期限を遵守しなかった場合。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングの際、社外の者が出席した場合。
- (4) 審査結果通知までに、提案者が参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (5) 書類等に虚偽の記載をした場合。
- (6) その他、審査委員会が不適合と認める場合。

17 契約の締結

- (1) 最優秀提案者から見積書を徴し、契約上限額の範囲内であることを確認した上で、最優秀提案者と本業務の委託契約の手続きを行うものとする。
- (2) 最優秀提案者との契約締結が整わなかった場合は、次点の優秀提案者と契約の手続きを行うものとする。
- (3) 本業務は議会の議決対象案件のため、議決後に本契約を締結する。

18 その他

- (1) 提出書類は、審査以外の目的で使用しない。
- (2) 提出書類は、審査員に必要な範囲でコピーを作成することがある。
- (3) 提出期限後の提案書の変更は認めない。
- (4) 提出された提案書は返却しない。
- (5) 参加申込後辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）を提出すること。
- (6) 提案書の著作権は提案者に帰属するが、公平性・透明性・客観性を期するため、公表することがある。